

忌避申立書

2025年（令和7年）6月24日

最高裁判所第二小法廷 御中

申立人ら代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

申立ての趣旨

御庁令和6年（行ニ）第41号の令和7年6月18日付決定に対する即時抗告申立事件について、裁判官岡村和美、裁判官三浦守、裁判官尾島明、裁判官高須順一に対する忌避は理由がある。

との裁判を求める。

申立ての理由

第1 本申立ての概要

原決定は、御庁の第二小法廷が担当し、同小法廷所属の裁判官岡村和美、裁判官三浦守、裁判官尾島明、裁判官高須順一（以下「本件裁判官ら」という。）が全員一致で棄却したものである。

原決定に対する申立人らの即時抗告は、原決定について誤りがあるとして再考を求めるものであり、その実質は本件裁判官らの判断の誤りを指摘して再審理を求めるものにほかならない。そのため、後記第2及び第3で述べるとおり、本件裁判官らについては、本訴に関し裁判の公正を妨げるべき事情がある。

したがって、本件裁判官らについて、本件忌避の申立てをする。

第2 「裁判の公正を妨げるべき事情」の存在①（先例の規範から）

民訴法24条1項が忌避事由として定める「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、当該裁判官が当該事件やその当事者と特別な関係を有することにより、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を通常人に抱かせる客観的事情をいう（金沢地方裁判所平成28年3月31日決定、判例時報2299号143頁）。

そして、主要な争点が同じであり強い関連性を有する二つの事件のうちの一つにおいて、その一方当事者である被告国等の指定代理人として現に中心的に活動し、かつ、基本事件の被告国等の主張書面の作成にも何らかの影響を及ぼした可能性のある者が、その直後にもう一方の事件の受訴裁判所を構成する裁判官として関与するという事になれば、通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるに十分であり、かつ、このような懸念は単なる主観的なものではなく、事件との特別な関係を有するという客観的事情に基づくものであるとされる（同決定）。

そこで本件をみると、原審も抗告審も争点は同じであるから、両者には極めて強い関連性がある。

さらに、原決定への本件裁判官らの関与の内容は、全員一致で棄却決定をしたというものであり、本件裁判官らは原決定と特別な関係を有する。

このように、原審及び原決定と極めて強い関連性を有する本件抗告審において、原決定と特別な関係を有する本件裁判官らがその抗告審に裁判官として関与するということになれば、通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるに十分であり、かつ、このような懸念は単なる主観的なものではなく、事件との特別な関係を有するという客観的事実に基づくものである。

したがって、本件裁判官らの忌避には理由がある。

第3 「裁判の公正を妨げるべき事情」の存在②（「公平な裁判所」の意義から）

本件裁判官らが抗告審を担当することの問題点は、「公平な裁判所」による裁判を保障する自由権規約第14条1項に照らすとわかりやすい。「公平な裁判所」があって初めて裁判の公正が保障されるといえるからである。

自由権規約第14条1項が保障する「公平な裁判所」（外務省訳）の英語原文は「impartial tribunal」である。

「impartial（公平な）」とは、「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」（not supporting any of the sides involved in an argument. Cambridge Advanced Learner's Dictionary & Thesaurus）、「特定の状況に巻き込まれておらず、それゆえ公正な意見や助言を与えることができる」（not involved in a particular situation, and therefore able to give a fair opinion or piece of advice. Longman Dictionary of Contemporary English）ことを意味する。「impartial」がこのように第三者性を前提とすることは、「impartial」を「すべてのライバルや紛争当事者を平等に扱うこと」（treating all rivals or disputants equally. Oxford Dictionary of English 2nd edition）とする説明にも表れているほか、「公平な（impartial）者は、特定の状況に直接巻き込まれておらず、それゆえに公正な（fair）

意見または決定を下すことができる」（”Someone who is impartial is not directly involved in a particular situation, and is therefore able to give a fair opinion or decision about it.” Collins COBUILD Advanced Learner’s Dictionary. ）とも説明される。

つまり、紛争との関係で第三者である裁判所（公平な裁判所）こそが、公正な決定を下すことができるのであって、紛争との関係で第三者ではない裁判所による裁判には、本質的に「裁判の公正を妨げる」おそれがある。

そこで本件をみると、本件即時抗告は、原審の棄却決定について誤りがあるとして再考を求めるものであり、その実質は本件裁判官らの判断の誤りを指摘して再審理を求めるものである。本件裁判官らは、原審を担当することによって本件抗告審に当事者として巻き込まれており、本件抗告審の第三者ではない。本件裁判官らが抗告審を担当すると、紛争との関係で第三者ではない裁判所が裁判することになり、裁判の公正を妨げるおそれが生じる。

したがって、本件裁判官らについては本件即時抗告に関し裁判の公正を妨げるべき事情がある（民訴法第24条1項）。

第4 結論

以上のとおり、裁判官岡村和美、裁判官三浦守、裁判官尾島明、裁判官高須順一が本件の抗告審を担当することには裁判の公正を妨げるべき事情があるので、ここに本件忌避の申立をする。

以上